

○三島市地区集会所等コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

平成 7 年 9 月 1 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民組織の自治活動及び相互交流の場づくりの推進を図るため、コミュニティ施設を整備する事業(以下「整備事業」という。)を実施する住民組織に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和 54 年三島市規則第 8 号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住民組織」とは、地域社会の健全な発展を目的として、一定地域の住民により、自主的に結成された組織をいう。

2 この要綱において「コミュニティ施設」とは、住民組織が継続的に使用できる建物等をいう。

3 この要綱において「耐震補強工事」とは、施設の地震に対する安全性の向上を目的とした補強を行う工事をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 整備事業(市の他の補助制度の対象となっている事業を除く。)に要する経費のうち、補助の対象となる経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

2 市長は、1 の施設において 1 年度につき 1 回(耐震補強工事に係る事業にあつては、1 の施設につき 1 回)に限り、補助金を交付するものとする。

3 前項の場合において、市長は、連続する 2 年度のいずれの年度においても補助金の交付を受けた者に対しては、当該連続する 2 年度の最後の年度の次の年度については、補助金を交付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、整備事業の補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 7 年 9 月 1 日制定)

(施行期日等)

1 この要綱は、制定の日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

(三島市地区集会所等コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 三島市地区集会所等コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(昭和 56 年 4 月 25 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 10 年 6 月 2 日制定)

この要綱は、制定の日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 12 年 6 月 7 日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日制定)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日制定)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

補助の対象		補助率
事業の区分	経費	
地区集会所の新築 (建替えを含む。)に 係る事業	当該事業に要する経費から次に掲げる経費を除いた経費(100 万円以上のものに限る。) (1) 用地費及び補償費 (2) 用地造成費及び外構工事費 (3) 設計費及び事務費	補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内とし、550 万円(コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成 13 年 3 月 27 日付け市地第 287 号静岡県総務部長通知)による補助の対象となるものにあつては、950 万円)を限度とする。
地区集会所又はその他のコミュニティ施設で市長が必要と認めるものの増築、補修又は備品購入に係る事業	当該事業に要する経費から次に掲げる経費を除いた経費(増築又は補修に係る経費にあつては、10 万円以上のものに限る。) (1) 用地費及び補償費 (2) 用地造成費及び外構工事費 (3) 取得単価 10 万円未満(専ら少子・高齢化対策のため使用する備品にあつては、5 万円未満)及び耐用年数 5 年未満の備品購入費 (4) 設計費及び事務費	補助の対象となる経費の 3 分の 1 以内とし、100 万円を限度とする。
住民組織が所有し、又は管理する既存建築物である地区集会所又はその他のコミュニティ施設の耐震補強工事に係る事業	当該事業に要する経費から次に掲げる経費を除いた経費 (1) 用地費及び補償費 (2) 用地造成費及び外構工事費 (3) 耐震診断に要する費用 (4) 設計費及び事務費	補助の対象となる経費の 3 分の 1 以内とし、200 万円(木造軸組工法により建築された建物にあつては 100 万円)を限度とする。

備考 「既存建築物」とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。